

防災行政無線再整備基本設計業務委託  
仕様書

令和6年7月

千葉県山武市

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、山武市（以下「発注者」という。）が発注する「防災行政無線再整備基本設計業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

### 2 業務の目的

近年激甚化する自然災害等による緊急事態に備えるとともに、市民の安全と安心に寄与するため、災害時等における情報伝達手段の高機能化・多重化・多様化を目的とし、山武市内における情報伝達手段の現状と課題を整理し、市内の実情に即した最も効果的な情報伝達体制を確立するため実施するものである。

### 3 業務名

防災行政無線再整備基本設計業務委託

### 4 業務場所

山武市内全域

### 5 業務期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 6 準拠する法令等

本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等を遵守するものとする。

- (1) 電波法及び同法関係法令
- (2) 電波法関係審査基準
- (3) 電気通信事業法・電気設備技術基準・電気設備共通仕様書
- (4) 有線電気通信法及び同法関係法規等
- (5) 総務省市町村デジタル同報システム標準規格
- (6) 社団法人電波産業会標準規格（ARIB STD-T86, T115）
- (7) 建築基準法・鋼構造設計基準・建築構造設計基準
- (8) 日本工業規格
- (9) 国土交通省電気通信施設設計業務共通仕様書
- (10) 国土交通省電気通信設備工事共通仕様書
- (11) 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
- (12) 道路法及び同法関連法令
- (13) 山武市地域防災計画、国民保護計画
- (14) 山武市が定める関連条例、諸規則等

(15) その他本業務に関連する法規等

7 打ち合わせ等

受注者は、本業務を適正、円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際に確認するものとする。

8 協議記録簿等

(1) 受注者は、後日確認ができるように協議事項、立会人、変更内容等詳細を記載した協議録を作成し、その都度監督職員に提出し、承認を得ること。

(2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

9 関係機関等への手続き

本業務に必要な関係官公庁等（関東総合通信局等）に対する諸手続は受注者において、迅速かつ確実に処理しなければならない。なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

10 費用の負担

関係官公庁等への手続に要する費用等、本業務委託契約の履行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

11 再委託の制限

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。但し、予め本市に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

12 情報の保護、秘密の厳守

本業務に当たり、発注者から提供、若しくは業務上で収集等された資料、情報及び成果品に係る情報及び秘密については、適切な保護対策を行うとともに、業務中、業務終了後においても発注者の承諾なく第三者に提供、若しくは秘密を漏らしてはならない。

13 提出書類

受注者は、本業務の実施にあたり、次の関係書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

・業務着手時

(1) 業務着手届

(2) 管理技術者届・照査技術者届

- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
  - ア 業務概要
  - イ 業務実施方針及び業務フロー
  - ウ 業務内容
  - エ 業務工程
  - オ 業務実施体制図及び連絡先一覧
  - カ 使用機材一覧表
- (5) その他発注者が指示する関係書類
  - ・業務完了時
  - (1) 業務完了届
  - (2) 業務成果引渡書
  - (3) その他発注者が指示する関係書類

#### 14 貸与資料

- (1) 受注者は、業務遂行に必要となる関係資料を借用する場合は、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 貸与資料は、発注者から返還要求があった場合、遅滞なく返還しなければならない。

#### 15 成果品の所有権

業務の実施に当たり、受注者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は発注者に帰属するものとする。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

#### 16 その他留意事項

- (1) 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、業務を適正に遂行するため、本市との密接な連絡を取り、適宜打合せ等を行い、その指示及び監督を受けるものとする。
- (3) 受注者は、対象となる財源（補助金等）について、発注者に協力及び助言を行うこと。
- (4) 国等関係機関との協議、調査内容の説明等の必要が生じたときは、必要に応じて資料作成及び立会いを行うこと。
- (5) 受注者は、業務を遂行する際、必要な公共施設及び敷地内並びに私有地への立入りについて、事前に当該管理者等の承認を受けて行うものとする。また、当該業務

の実施に当たり、既存構造物等に損害を与えた場合は、すべて受注者の負担により修復するものとする。

- (6) 業務の実施に伴い必要となる機器、消耗品等は、すべて受注者が調達及び負担すること。

#### 17 疑義等

- (1) 本仕様書の解釈について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定し施行すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも本業務の完了上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項等については、双方協議の上決定すること。

## 第2章 業務仕様

### 1 基本情報及び既設状況

#### (1) 山武市の基本情報

- ・人口48,015人（令和6年4月1日現在）
- ・世帯数22,639世帯（令和6年4月1日現在）
- ・面積146.77平方キロメートル

#### (2) 防災行政無線に関する既設状況

##### 【同報系】既存設備

- ・親局1局（山武市役所内）
- ・遠隔制御装置（山武郡市広域行政組合消防本部内）
- ・中継局1局（さんぶの森グリーンタワー）
- ・再送信子局5台（さんぶぐりーんたわー、まつお、はすぬま、もとすか、とよおか）
- ・再放送設備3台（さんぶぐりーんたわー、まつお、はすぬま）
- ・複信装置4台（まつお、はすぬま、もとすか、とよおか）
- ・屋外拡声子局126局  
内訳：再送信5局
- ・IP無線システム屋外拡声子局14局
- ・同報系戸別受信機（アナログ）
- ・防災ラジオ
- ・同報系戸別受信機（デジタル）
- ・IP無線システム戸別受信機
- ・非常用発動発電機2基（山武市役所、さんぶの森グリーンタワー）

### 2 現地調査・設計条件・課題整理

以下の点について情報を収集し、課題整理を行う。なお、現地調査に際しては、常に安全管理に必要な措置を講じるとともに、労働災害防止に努めることとし、公共施設を含む他人の施設又は土地等への立入り等を行う場合は、発注者と事前に協議し承諾を得ること。

- (1) 既設の同報系防災行政無線設備（屋外拡声子局、戸別受信機）、各種メール、SNS等の設置状況や運用状況を確認し、そこから見えてくる課題等について整理する。
- (2) 既存設備との関係、電源設備、機器配置、配線及びその他必要事項について、詳細な現地調査を行い、本業務完了後に予定している実施設計業務において、円滑なシステム構築を行うための調査・検討を行う。
- (3) 本市の市勢や災害状況を踏まえた新たな機能等の検討を行う。

### 3 比較検討

#### (1) システムの比較検討

選択するシステムは、信頼性・運用性・操作性・経済性・維持管理性等を十分に考慮し、発注者と協議の上決定する。

比較対象項目は特徴・機能・拡張性・回線状況・概算整備費を整理・比較する。

#### (2) システムの選定

各種システムの比較検討を行い、本市にとって最適な無線方式を選定・提案する。

### 4 整備計画

#### (1) 各設備設置位置検討

2(2)で決定したシステムにおいて、各設備の設置位置の構成を検討すること。

なお、整備費削減を意識し、既設設備をなるべく流用した構成とすること。周辺の地形等の影響を考慮し、市内全域で戸別受信機の受信が可能となる配置をすること。

#### (2) 整備規模

2(2)で決定したシステムにおいて、付加する機能を考慮した機器構成及び送信規模、遠隔制御装置、屋外拡声子局数、戸別受信機数を決定する。

なお、屋外拡声子局については市勢及び発注者の要望に照らして配置を検討すること。

#### (3) 整備計画の策定

本基本設計において確定した、基本整備方針と整備スケジュールを作成する。

### 5 関東総合通信局との協議

決定したシステム構成等について運用方式等に問題が無いか協議するため事前協議資料を作成し、関東総合通信局と協議を行うこと。

### 6 概算整備費の算出

上記の整備規模に係る事業費を算出する。

### 7 実施設計業務委託発注仕様書（案）及び実施設計業務委託予算書の作成

実施設計における作業内容をまとめ、実施設計業務委託発注仕様書（案）及び実施設計業務委託予算書を作成する。

### 8 提出書類

業務を完了したとき、次の内容に関する書類を作成し、成果品として提出すること。

なお、各部数は、製本版2部及び電子データ1枚（CD-RまたはDVD-R）とすること。

#### (1) システム比較検討結果報告書

- (2) システム構成案
- (3) 概算整備費
- (4) 整備計画書
- (5) 実施設計業務委託発注仕様書（案）
- (6) 実施設計業務委託予算書
- (7) その他、発注者が必要とする書類

## 9 その他

- (1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 業務完了後または検査の結果、成果品の不良箇所があった場合など発注者から訂正を指示された場合、受注者は速やかに必要な訂正等の措置を行い再提出するものとし、ここにかかる経費は受注者の負担とする。